

大分大学地域連携プラットフォーム推進機構リカレント教育センター細則

令和 7 年 9 月 2 6 日 制 定

令和 7 年学内共同教育研究施設等細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構規程第7条の2第2項の規定により、大分大学のリカレント教育を推進することを目的として設置する大分大学地域連携プラットフォーム推進機構リカレント教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) リカレント教育プログラム委員会において企画したリカレント教育プログラムの開発に関すること。
- (2) リカレント教育の実施に関すること。
- (3) リカレント教育に関する学内の連絡及び調整に関すること。
- (4) その他リカレント教育の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 地域連携プラットフォーム推進機構の教員
- (3) 地域連携プラットフォーム推進機構のコーディネーター
- (4) その他機構長が必要と認める者

2 前項第4号の構成員は、機構長が指名する。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教員のうちから、機構長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター連絡会議)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構リカレント教育センター連絡会議（以下「センター連絡会議」という。）を置く。

2 センター連絡会議の委員は、第3条第1項各号に掲げる者に、学生支援部教育支援課長を加えた者とする。

3 前二項に定めるもののほか、センター連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年10月1日から施行する。